

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認北海道地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	37 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	35 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	27 件
国民年金関係	7 件
厚生年金関係	20 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和63年10月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和56年1月から同年3月まで
② 昭和63年10月から同年12月まで

申立期間①について、社会保険庁（当時）から国民年金保険料の納付状況票が送付されたが、社会保険事務所（当時）に確認したところ、「当該期間の保険料は還付しています。」との回答があった。私は、昭和55年4月から56年3月までの保険料を納付した領収証書を所持しているが、還付された記憶はなく、預貯金通帳を確認しても、振り込まれた形跡も無い。保険料を還付したのであれば証拠を示してほしい。

申立期間②について、当該期間を含む国民年金保険料は夫の分と併せて納付していたが、私だけ保険料の未納期間にされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、申立期間①及び②並びに申請免除期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付している上、申立人は、申立人の夫の保険料も全て納付していたとすると、申立人の夫の国民年金加入期間の保険料は、申請免除期間を除き全て納付していることから、申立人の保険料の納付意識は高かったものと認められる。

また、申立人及び申立人の夫の昭和63年7月から平成元年4月までの期間の国民年金保険料の納付日を見ると、申立期間②を除き全て同一日であることから、申立人の夫の保険料と併せて納付していたと主張する申立人の申立内容に不自然さは無い上、申立人の夫の申立期間②は、保険料が納付済期間になっていることから、申立人のみ当該期間の保険料を納付しなかったものとは考え難い。

一方、申立期間①について、申立人が所持する国民年金保険料の領収証書によると、昭和 58 年 5 月 10 日に当該期間の保険料を納付していることが確認できるものの、その時点で申立期間①は、時効により納付できない期間であることから、収納された当該期間の保険料は申立人へ還付されたものと認められる。

また、申立人の国民年金被保険者名簿及び特殊台帳(マイクロフィルム)に、申立期間①の国民年金保険料が還付処理された年月日及び計算上誤りがない還付金額が明確に記載されているなど、申立人に対する保険料の還付を疑わせる事実は認められない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 10 月から同年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

北海道国民年金 事案 1993

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年4月から58年3月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年4月から58年3月まで

申立期間当時は自営業を営んでおり、国民年金に加入していたが、国民年金保険料の納付が困難であったため、私の妻が夫婦二人分の保険料の免除申請手続きを行ってくれていた。しかし、申立期間の前後の期間の国民年金保険料は夫婦とも申請免除期間となっているが、申立期間については、妻だけが申請免除期間で、私は保険料の未納期間とされている。

申立期間を国民年金保険料の申請免除期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の妻が夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請手続きを行っていたとしているところ、オンライン記録により、申立人の申立期間の保険料が未納とされている一方、当該期間における申立人の妻の保険料が免除されていることが確認でき、その前後の期間において、夫婦共に保険料が免除されていることを踏まえると、申立人の申立期間の保険料のみが未納とされているのは不自然である。

また、申立期間について、A市の国民年金被保険者名簿では、夫婦共に国民年金保険料の未納期間とされているものの、オンライン記録では、申立人は保険料の未納期間とされ、申立人の妻は申請免除期間とされていることから、行政側の記録管理が適切に行われていなかった状況が認められる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同社における申立期間の標準賞与額に係る記録を〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：	} 別添一覧表参照
基礎年金番号：	
生年月日：	
住所：	

2 申立内容の要旨

申立期間：平成18年7月10日

A社において、平成18年7月10日に賞与の支給を受けたが、標準賞与に係る厚生年金保険の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。同社は、事後訂正を行ったが、既に2年以上経過していたため、厚生年金保険料は時効により納付できず、当該記録訂正は行われたものの、厚生年金保険の給付に反映されないため、厚生年金保険が給付されるよう記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主から提出された平成18年7月10日に支給された賞与に係る一時金支給記録から、申立人は、〈標準賞与額〉（別添一覧表参照）の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る当該

保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

(注) 同一事業主に係る同種の案件 29 件 (別添一覧表参照)

別紙【北海道厚年あっせん一覧表】（北海道）

事案番号	性別	基礎年金番号	生年月日	都道府県	納付記録の訂正が必要な期間	標準賞与額
3726	男		昭和51年生	北海道	平成18年7月10日	46万7,000円
3727	男		昭和27年生	北海道	平成18年7月10日	19万7,000円
3728	男		昭和40年生	北海道	平成18年7月10日	14万2,000円
3729	女		昭和62年生	北海道	平成18年7月10日	7万円
3730	男		昭和28年生 (死亡)	北海道	平成18年7月10日	14万2,000円
3731	男		昭和39年生	北海道	平成18年7月10日	51万円
3732	男		昭和28年生	北海道	平成18年7月10日	49万5,000円
3733	女		昭和33年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3734	男		昭和54年生	北海道	平成18年7月10日	8万9,000円
3735	女		昭和38年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3736	女		昭和57年生	北海道	平成18年7月10日	39万7,000円
3737	男		昭和37年生	北海道	平成18年7月10日	54万7,000円
3738	女		昭和54年生	北海道	平成18年7月10日	44万2,000円
3739	女		昭和29年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3740	女		昭和39年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3741	男		昭和23年生	北海道	平成18年7月10日	7万円
3742	女		昭和42年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3743	男		昭和39年生	北海道	平成18年7月10日	54万2,000円
3744	女		昭和61年生	北海道	平成18年7月10日	7万円
3745	男		昭和56年生	北海道	平成18年7月10日	42万7,000円
3746	女		昭和45年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3747	男		昭和53年生	北海道	平成18年7月10日	44万9,000円
3748	女		昭和52年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3749	女		昭和30年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3750	男		昭和61年生	北海道	平成18年7月10日	27万5,000円
3751	男		昭和22年生	北海道	平成18年7月10日	58万6,000円
3752	男		昭和52年生	北海道	平成18年7月10日	5万円
3753	男		昭和29年生	北海道	平成18年7月10日	14万6,000円
3754	男		昭和21年生	北海道	平成18年7月10日	14万2,000円

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和55年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月29日から55年1月1日まで

昭和50年3月6日からA社のC事業部に勤務していたが、同社が同事業部を独立させてD社を設立したことに伴い、55年1月1日付けで同社に転籍した。

昭和54年12月の給与は、A社から支給され、同給与から同年同月分の厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、同社における申立期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の事業主及びE業務関係の事務を統括していた者の供述から判断すると、申立人は、申立期間においてA社及び関連会社であるD社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、異動日については、B社の回答並びに当時の事業主及びE業務関係の事務を統括していた者の供述から、昭和55年1月1日とすることが妥当である。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人の当該事業所に係る昭和54年11月の社会保険事務所（当時）の記録から、10万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主及びE業務関係の事務を統括していた者が申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格の喪失手続を誤った可能性をうかがわせる供述をしているものの、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）C工場における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録及びD社（現在は、E社）F事務所における同被保険者資格取得日に係る記録を昭和45年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を同年8月は6万円、同年9月は7万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年8月1日から同年10月1日まで

申立期間については、A社C工場及びD社F事務所に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者として記録されていない。

申立期間は、A社C工場からD社F事務所に転勤した時期に当たるが、継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、申立人が所持するD社発行の辞令書、及び複数の同僚の供述により、申立人がA社及びD社に継続して勤務し（昭和45年9月1日にA社C工場からD社F事務所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C工場における昭和45年7月及びD社F事務所における同年10月の社会保険事務所（当時）の記録から、同年8月は6万円、同年9月は7万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立期間のうち、昭和45年8月1日から同年9月1日までに係る申立人の厚生年金保険の事業主による納付義務の履行については、B社が、昭和45年9月1日から同年10月1日までに係る申立人の厚生年金保険の事業主による納付義務の履行については、E社が、共に厚生年金保険料を納付したか否かについては不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、各事業主が申立てどおりの厚生年金保険被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支社における厚生年金保険被保険者資格喪失日に係る記録を昭和52年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年7月31日から同年8月1日まで

昭和40年4月から平成7年3月までA社に継続して勤務していたが、同社C営業所から同社D事業所に異動した申立期間について、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間の賃金支払明細を保管しており、厚生年金保険料が給与から控除されていたことが確認できるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する申立期間の賃金支払明細、人事記録カード、A社が保管する社員台帳及び雇用保険の被保険者記録により、申立人が、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和52年8月1日にA社C営業所から同社D事業所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が保管する昭和52年8月分の賃金支払明細に記載された同年7月分の厚生年金保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付したか否かについては、事業主は不明と回答しているが、この一方で、「申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失手続を行った際に、同資格喪失日を誤って届け出た可能性がある。」

と回答している上、事業主が同資格喪失日を昭和 52 年 8 月 1 日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを同年 7 月 31 日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年 7 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①及び③に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、昭和43年2月から同年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は1万6,000円、44年10月、45年8月及び同年9月は1万6,000円、同年10月から46年1月までは2万4,000円、同年2月から47年1月までは3万円、同年2月は3万6,000円、同年3月から同年6月までは3万9,000円、同年7月から48年2月までは4万2,000円、同年3月は4万5,000円、同年4月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から49年1月までは6万円、同年2月は6万8,000円、同年3月から同年5月までは9万2,000円、同年6月から50年1月までは9万8,000円、同年2月は10万4,000円、同年3月及び同年4月は11万8,000円、同年5月から同年11月までは11万円、同年12月から51年2月までは11万8,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月は13万4,000円、同年5月から同年7月までは12万6,000円、同年8月は13万4,000円、同年9月から同年11月までは12万6,000円、同年12月から52年11月までは13万4,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間②に係る被保険者資格喪失日（昭和43年12月26日）及び同資格取得日（昭和44年2月10日）を取り消し、当該期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年2月1日から同年12月26日まで

② 昭和43年12月26日から44年2月10日まで

③ 昭和44年2月10日から52年12月21日まで

昭和42年4月1日から52年12月20日までA社に継続して勤務していた。

申立期間①及び③については、標準報酬月額記録が給与明細書における給与支給額よりも低額となっているので、標準報酬月額記録を訂正してほしい。

申立期間②については、厚生年金保険の加入記録が無いが、給与明細書を保管しているので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①及び③について、申立人は、標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び③のうち昭和44年10月、45年8月から51年11月までの期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額から、43年2月から同年6月までは1万6,000円、同年7月から同年9月までは1万4,000円、同年10月及び同年11月は1万6,000円、44年10月、45年8月及び同年9月は1万6,000円、同年10月から46年1月までは2万4,000円、同年2月から47年1月までは3万円、同年2月は3万6,000円、同年3月から同年6月までは3万9,000円、同年7月から48年2月までは4万2,000円、同年3月は4万5,000円、同年4月から同年9月までは5万2,000円、同年10月から49年1月までは6万円、同年2月は6万8,000円、同年3月から同年5月までは9万2,000円、同年6月から50年1月までは9万8,000円、同年2月は10万4,000円、同年3月及び同年4月は11万8,000円、同年5月から同年11月までは11万円、同年12月から51年2月までは11万8,000円、同年3月は12万6,000円、同年4月は13万4,000円、同年5月から同年7月までは12万6,000円、同年8月は13万4,000円、同年9月から同年11月までは12万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間③のうち、昭和51年12月から52年11月までの期間については、申立人は、51年12月に係る厚生年金保険料控除額、52年1月から同年11月までの期間に係る報酬月額及び厚生年金保険料控除額が確認できる給与明細書を所持していないものの、申立人が所持する給与明細書及びA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）

により、同社は、実際の報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額よりも低額な報酬月額を長期間にわたり継続して社会保険事務所（当時）に届け出ていたものと認められることから、申立人は、当該期間においても、被保険者原票により確認できる標準報酬月額を超える報酬月額及び厚生年金保険料控除額であったと考えられるとともに、上記給与明細書から判断すると、申立人は、当該期間において13万4,000円の標準報酬月額に相当する報酬月額が支給され、当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が給与から控除されていたものと推認できることから、51年12月から52年11月までの標準報酬月額については、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該事業所は商業・法人登記簿謄本により昭和54年12月2日に解散していることが確認できる上、事業主は既に死亡していることから、確認することはできないが、申立人が保管する給与明細書において確認できる報酬月額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額と被保険者原票及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額とが長期間にわたり一致していないことから、事業主は、上記給与明細書により認められる報酬月額又は厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立人に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間③のうち、昭和44年2月から同年9月までの期間及び同年11月から45年7月までの期間については、上記給与明細書により、申立人は、オンライン記録において確認できる標準報酬月額を超える報酬月額が支給されていたことが確認できるものの、当該期間において事業主により給与から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額であることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

2 申立期間②について、申立人が所持する給与明細書及び複数の同僚の供述により、申立人は、申立期間②において当該事業所に継続して勤務し、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、申立人が所持する給与明細書において確認できる厚生年金保険料控除額から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、前述のとおり確認することはできないが、事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所がこれを記録することは考え難いことから、事業主が

社会保険事務所の記録どおりの被保険者資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 43 年 12 月及び 44 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道厚生年金 事案 3759

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社本店における厚生年金保険被保険者資格取得日に係る記録を昭和32年2月15日、同資格喪失日に係る記録を同年9月25日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 2 月 15 日から同年 9 月 25 日まで
昭和 22 年 6 月にA社に入社し、57 年 10 月に定年退職するまで継続して勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間は転勤した時期であるが、継続して勤務していたので、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及びA社が保管する申立人の職歴情報概要並びに複数の同僚の供述により、申立人が同社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、前述の職歴情報概要により、申立人は昭和32年2月15日付けでA社B支店から同社C工事所(以下「工事所」という。)に異動し、その後、同年9月25日付けで工事所と同社C支店C事業所との兼務発令を受けていることが確認できることから、申立期間当時、工事所に勤務していた複数の同僚は、「当時、A社C事業所の工事は本店の直轄工事であり、工事所に勤務していた社員についても本店の所属であった。」と供述しているとともに、オンライン記録により、これら複数の同僚が工事所に勤務していた期間については、同社本店における厚生年金保険の加入記録が確認できることから、申立人は、申

立期間について、同社本店において厚生年金保険を適用させる取扱いを受けていたと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和32年1月及び同社C支店における同年9月の社会保険事務所（当時）の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当時の資料が無く不明としているが、仮に事業主から申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後、同資格の喪失届が提出されていると思われるところ、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しないことは考え難いことから、事業主は当該社会保険事務所へ厚生年金保険被保険者資格の得喪に係る届出を行っておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和32年2月から同年8月までの厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る申立期間①及び②の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同法人における標準賞与額に係る記録を申立期間①は11万円、申立期間②は10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成16年12月25日
② 平成17年6月25日

申立期間①及び②にA社から賞与が支給されているが、当該賞与に係る標準賞与額の記録が確認できない。同法人では、社会保険事務所（当時）に対する賞与支払届の提出が遅れたため、厚生年金保険料は時効により納付できなかったとしているが、厚生年金保険料は賞与から控除されていたので、年金給付に反映されるよう年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賞与一覧表（個人別）及び賞与明細書により、申立人は、申立期間①及び②について、同法人から賞与の支払いを受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、こ

これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間①及び②の標準賞与額については、上記資料における賞与額及び厚生年金保険料控除額から、申立期間①は11万円、申立期間②は10万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間①及び②の標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間①及び②に係る当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

北海道国民年金 事案 1994

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から同年8月までの期間及び48年8月から49年2月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和46年4月から同年8月まで
② 昭和48年8月から49年2月まで

私は、申立期間について、会社を退職した後に国民年金の加入手続を行い、納付書により国民年金保険料を納付していた記憶があり、申立期間が国民年金に未加入で保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間はいずれも婚姻前の期間であるところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、同手帳記号番号払出簿により昭和51年5月1日に婚姻後の氏名で払い出されていることが確認でき、その時点で申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができないものである。

また、申立人は、会社を退職後に国民年金の加入手続を行ったとしているが、加入手続の時期及び申立期間の国民年金保険料の納付状況に関する記憶は曖昧であり、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1995

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年11月から61年3月までの国民年金付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年11月から61年3月まで

私は、昭和51年11月にA市B区役所で国民年金に加入する際、同区役所の職員から付加年金の説明を受け、月額300円ぐらいを負担すると年金受給額が少しは増えると言われて、同時に付加年金に加入した記憶がある。

申立期間が、付加年金に未加入で付加保険料が未納であることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の任意加入手続を行った際に、同時に付加年金にも加入したと述べており、送付されてきた国民年金保険料納付書のとおり保険料を納付したとしているところ、A市の申立人の国民年金被保険者名簿等によると、定額保険料の納付は認められるが付加年金加入・脱退の記録が無いことから、申立人に送付された納付書には付加保険料の金額が含まれていたものとは考え難い。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和60年5月から61年3月までの国民年金保険料を口座振替で納付しているため、金融機関から申立人の当該口座の入出金記録を取得したところ、各月に納付されている保険料額は、昭和60年度における定額保険料額の6,740円のみであり、付加保険料額は含まれていないことが確認できる。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を同年5月17日に過年度納付していることが確認できるところ、制度上、任意加入者は付加保険料を過年度納付することはできない。

加えて、申立期間は113か月と長期間であり、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほか

に当該期間の付加保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1996

第1 委員会の結論

申立人の昭和52年3月から54年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年3月から54年6月まで

私は、私の母親に勧められ、私が結婚する前から国民年金に加入し、国民年金保険料を納付してきた。

また、結婚後、私の夫が厚生年金保険に加入し、夫が国民年金の被保険者ではなかった時期についても、私は継続して国民年金保険料を納付していた。

私は、自ら国民年金に加入し、当時、国民年金保険料を納付するお金もあったのに、申立期間が国民年金に未加入で、保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

i) 申立人の国民年金被保険者資格について、強制加入被保険者から任意加入被保険者への種別変更が昭和47年まで遡って手続が行われたこと、及びii) 申立人の国民年金被保険者資格の喪失手続が52年3月16日付けで行われたことについて、同年5月20日付けでA市はB社会保険事務所(当時)に進達していることが、申立人の特殊台帳(マイクロフィルム)により確認できる。

また、特殊台帳により、申立人が昭和52年3月16日付けで国民年金被保険者資格の喪失手続を行ったことに伴い、既に納付済みであった同年3月分の国民年金保険料の還付手続が同年6月に行われたことが確認できることから、申立人が国民年金に任意加入する手続を行った上で、申立期間に係る同被保険者資格を喪失する手続を行ったものとするに不自然さは無く、その結果、申立期間は国民年金の未加入期間となり、申立人は、申立期間の保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立期間のうち、前述の昭和52年3月分の国民年金保険料の還付について、申立人は、当該還付金は受け取っていないとしているが、還付整理

簿には、国民年金被保険者資格喪失のため同年6月10日に当該保険料を還付することが決定され、同年7月18日に当該還付金の支払手続が行われたことが申立人の氏名及び金額等とともに明確に記録されており、その内容にも不合理な点は無く、申立人に対する保険料の還付を疑わせる形跡も見当たらないことから、当該還付は、申立人が同被保険者資格の喪失手続をしたことにより行われたものと認められる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1997

第1 委員会の結論

申立人の平成5年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年3月

私は、平成5年3月頃、勤務先を退職したことに伴い、転入届等一連の手続と併せてA市役所で国民年金の加入手続を行い、1か月分の国民年金保険料を納付したはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、2年以内の国民年金保険料の未納期間については、記録回復することが政府の方針であると聞いているので申立期間を納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成5年3月頃、A市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと述べているが、申立人に係る同市の国民年金被保険者名簿は無い。

また、申立人が所持する年金手帳には、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月に共済組合の組合員に付番された基礎年金番号が記載されており、オンライン記録には、同制度の導入前に国民年金に加入していた者に必ず付番されていた国民年金記号番号が無い上、申立期間当時、申立人に対し、国民年金記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人の年金手帳には、初めて国民年金の被保険者となった日が平成19年9月11日と記録されており、申立人は申立期間において国民年金に未加入であり、保険料を納付することができなかったものと考えられる。

加えて、申立人は、本申立てが、年金事務所段階における記録回復の基準に該当するはずであると主張しているが、申立人の申立内容は当該基準には該当しない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1998

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、A市B区役所からの通知により、同区役所の窓口で国民年金の加入手続を遡って行い、納付していなかった国民年金保険料については、保険の解約金20万円ぐらいを夫婦二人分の国民年金保険料として銀行の窓口で納付したことを記憶している。

その後、同区役所からは、これで国民年金保険料の未納は無くなったことを伝えられた。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A市B区役所が申立人に対し、申立人の希望した特例納付（第2回特例納付：昭和49年1月から50年12月まで実施）及び過年度納付の納付書を送付した際に同封したものと考えられる案内文書を所持しており、当該文書には、申立期間の国民年金保険料について、特例納付を希望する場合には、改めて同区役所に申し出ることが必要である旨が記載されていることから、当該納付書が送付された際、申立期間の保険料に係る納付書は送付されなかったものと推認できる。

また、A市では、「特例納付を希望する場合、本人が『国民年金保険料特例納付申出・申立書』を記入し、提出する必要がある。」としており、申立人が申立期間について特例納付を希望する場合、当初の申出（昭和40年4月から48年3月までの国民年金保険料の特例納付に関する申出）のほかに改めて申立期間の特例納付の申出が必要であったところ、申立人は、同区役所において、特例納付の申出を二度行った記憶はないと述べており、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料に係る特例納付の納付書を送付されたことをうかが

わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 1999

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年10月から63年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年10月から63年3月まで

私は、勤務していた会社を退職し、昭和56年5月にA市からB市に転居してから国民年金の加入手続を行い、郵便局で国民年金保険料を納付していた。

昭和56年10月に結婚してからは、夫の実家近くのアパートに住んでいたが、自宅に国民年金保険料の納付書が届いていなかったことから、自分では申立期間の保険料を納付しておらず、義父がその保険料を一括で納付してくれたと聞いている。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年10月に結婚した後、申立期間の国民年金保険料を申立人の義父が納付してくれたと聞いているとしているが、申立人の義父は、申立人の保険料を納付した記憶はないと述べている。

また、申立人の義父は、「息子夫婦の国民年金保険料の納付については本人の意思に任せており、関与していない。」と述べているところ、長男である申立人の夫の当該期間の国民年金保険料も未納であることから、申立人の保険料のみが納付されたものとは考え難い。

さらに、申立人の義父が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

北海道国民年金 事案 2000 (事案 1480 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、平成 21 年 4 月に、申立期間の国民年金保険料の納付を認めてほしいと第三者委員会に申立てを行った。前回の申立てでは、記録上、私と連続した国民年金手帳記号番号が付番され、昭和 38 年 4 月の国民年金保険料から納付を開始している兄夫婦との同時性等から申立てが認められなかったが、自ら検証の上、兄夫婦と連続で払い出されている国民年金手帳記号番号とは別の同手帳記号番号が私に付番されていたことが分かった。

また、前回の委員会の判断理由には事実誤認があるものと考えことからこのことを新たな資料として再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについて、申立人は、昭和 36 年 4 月に加入勧誘に来ていた A 市 B 町内会の民生委員に対し、申立人と申立人の亡母の二人に係る国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったと主張しているが、i) 国民年金手帳記号番号払出管理簿により、申立人、申立人の兄夫婦及び申立人の姉を含む 4 人の国民年金手帳記号番号が連番で払い出されていることが確認できるほか、オンライン記録により、この 4 人は共に国民年金の強制被保険者資格を昭和 35 年 10 月 1 日に取得していることが確認できることから、申立人の主張には不合理さがみられること、ii) A 市では、「昭和 36 年 5 月に地域・職域を単位とする納付組織『C 会』が発足し、平成 14 年 3 月に解散したが、同会に加入勧誘委託をしていなかったと思われる。」旨回答しており、民間人が戸別訪問によって国民年金の加入勧誘を行っていた事実は確認できない上、同会が設

置される以前に、既に国民年金に加入していた申立人及び申立人の亡母に対し、民生委員が国民年金の加入勧誘を行ったものとは考え難いこと等を理由として、既に、当委員会の決定に基づく平成22年3月19日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり提出した調書の中で、申立人に対し、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたとして、兄夫婦及び姉と連続で付番され、兄夫婦と同時に保険料の納付を開始したとされる同手帳記号番号については、事務処理の必要から生じた形式的な連続番号として兄夫婦との同時加入及び同時納付を否定し、前回の委員会の判断には事実誤認があると主張しているが、別に払い出されていたとされる同手帳記号番号については、国民年金手帳記号番号払出簿の同番号欄には被保険者氏名が記載されていない上、誤って払い出されたものとして取り消されており、A市の当該手帳記号番号の被保険者台帳にも保険料の納付に関する記録が一切無いことから、当該手帳記号番号については保険料の納付が行われずに取り消されたものと認められる。

また、当該手帳記号番号は、まだ国民年金保険料の徴収が開始されていなかった時期に払い出されており、この事実は、申立人と申立人の亡母の二人が昭和36年4月に国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を納付したとする申立人の主張とは相違する。

申立人は、今回の再申立てに当たり、上述の別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事実のほか、前回の当委員会の判断を事実誤認とし、自ら検証を行った結果について述べているが、これらの主張には当初の決定を変更すべき新たな事情は認められず、事実誤認とする明確な根拠も認められないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 2 月 10 日から 56 年 4 月 10 日まで
② 平成 18 年 8 月 31 日から 20 年 1 月 10 日まで

申立期間①はA市にあったB社において、申立期間②はC市にあったD社においてそれぞれ勤務した期間であるが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①及び②について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、当時、B社で正社員であった者の供述から判断すると、申立人は、入社日及び退社日の特定できないものの、申立期間①当時、同社が請負っていたE業務に従事していたことは推認できる。

しかしながら、当該事業所及び当時の事業主は、「当時の資料は保存されておらず、申立期間①に申立人が当社に勤務していたか分からない。」と回答しており、申立人の申立期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人が名前を挙げた上司4人及び同僚一人の計5人のうち生存及び所在が確認できた4人に照会したところ、唯一回答が得られた上司の一人は、「私は、申立期間①当時、B社の下請としてE業務に従事していた。申立人が上司としている残りの3人も当時は私と同様同社の下請であり、そのうちの二人は申立期間①以降に同社の社員になった。また、申立期間①に申立人が同社において働いていたかどうか分からない。」と供述している。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）及びオンライン記録により、申立期間①当時、厚生

年金保険の加入記録が確認できる同僚5人に照会したところ、回答が得られた二人のうち一人は、「申立人はB社が受注したE業務に従事していたのを記憶しているが、申立人の身分及び従事期間については分からない。」としており、残る一人は「申立期間①当時、申立人はB社の社員であった記憶はなく、B社が受注したE業務に従事していたかどうか分からない。」と供述している。

加えて、申立人は、「B社における従業員の人数は、入社時は15人、退社時は10人であった。」と供述しているところ、被保険者原票及びオンライン記録によれば、申立期間①当時の同社において厚生年金保険の加入記録がある者は事業主を含めて6人から8人であり、申立人の主張と相違している上、前述した当該4人の上司は、申立期間①において同社の厚生年金保険被保険者であった形跡は無く、申立期間①の全部又はその一部において国民年金保険に加入していることが確認できる。

その上、当該事業所の被保険者原票を確認したものの、申立人の名前は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の加入記録が欠落したものと考える上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

- 2 申立期間②について、雇用保険の被保険者記録により、申立人は、申立期間②の一部を含む平成18年7月19日から19年9月14日までの期間においてD社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所は、オンライン記録によると、平成18年12月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間②のうち同年8月31日から同年11月30日までの期間は、厚生年金保険の適用事業所でなかったことが確認できる上、当該事業所に照会したものの回答が得られないため、申立人の申立期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、申立期間②当時、当該事業所において一緒に勤務したとして上司一人及び同僚一人の名前を挙げているものの、いずれも姓しか記憶しておらず、個人を特定することができないことから、これらの者から、申立人の申立期間②における勤務状況及び厚生年金保険の適用について供述を得ることができない。

さらに、申立人は、「D社における従業員の人数は、入社時は30人、退社時は20人であった。」と供述しているところ、オンライン記録によると、申立期間②当時、同社において厚生年金保険の被保険者資格があった者は事業主を含め二人のみであったことが確認できる上、そのうち同僚である一人に照会したものの、宛先不明のため、同人からは申立人の申立てに係る事実

について供述を得ることができない。

加えて、申立期間②を含む申立人の平成 19 年度分(平成 18 年所得分)及び 20 年度分(平成 19 年所得分)の市民税・県民税所得課税証明書によると、18 年所得分の給与収入合計額は 144 万 1,624 円、社会保険料控除額は 1 万 1,511 円、また、19 年所得分の給与収入合計額は 77 万 8,080 円、社会保険料控除額は 7,001 円であり、これらの社会保険料額はいずれも当時の雇用保険料率に基づいて試算した同保険料額とおおむね一致していることが確認できる。

その上、申立期間②について、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人も、同保険料が給与から控除されていたことに関する具体的な記憶はない。

3 このほか、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3762

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月 3 日から 47 年 8 月 21 日まで

昭和 45 年 4 月 3 日から 47 年 9 月 26 日まで A 社が経営する B 店に C 職として継続して勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社に入社した直後には健康保険証を使用し通院した記憶がある。

厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び複数の同僚の供述により、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、当該事業所に照会したところ、「当時の資料は保存されていない。」と回答しており、申立人の申立期間における厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

また、申立人は申立期間について当該事業所が経営する B 店に勤務していたと供述しているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、申立人は、昭和 45 年 4 月 3 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記録を 46 年 11 月 11 日に取り消され、その後の 47 年 8 月 21 日に再度同資格を取得していることが確認できる上、申立人が同店で一緒に勤務していたとする同僚 8 人及び申立人と一緒に勤務していたとする者 1 人の計 9 人のうち 6 人についても、共に、45 年 4 月 20 日又は同年 8 月 20 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した旨の記録を 46 年 11 月 11 日に取り消され、このうち 4 人は、申立人と同様にその後の 47 年 8 月 21 日に再度同資格を取得していることが確認できる。

さらに、日本年金機構及び当該事業所に対し、当該取消し及び当該再取得時における社会保険事務所(当時)に対する届出の経緯について照会したものの、共に「当時の関係資料が保存されていないため、不明である。」と回答している。

なお、前記の同僚8人のうち残りの3人、及び申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた別の者3人のうち当該事業所が経営するB店に勤務していたとの供述を得られた1人の計4人は、被保険者原票により、当該事業所における同保険の加入記録を取り消されていないことが確認できるが、これは、当該被保険者4人が申立人及び前述の同僚6人に係る同被保険者資格の取得に係る記録が取り消される昭和46年11月11日より前に同資格を喪失していたことによるものと考えられる。

一方、当該事業所は、商業・法人登記簿謄本の記録によれば、厚生年金保険の適用事業所となった昭和45年4月20日当時は、当該事業所の事業目的にB業を掲げていなかったことが確認できるところ、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)においては、B業については厚生年金保険の強制適用事業所となるべき業種とされていなかった上、B業の非適用業種の法人事業所が同保険の強制適用事業所とされたのは、申立期間より後の61年4月1日である。

以上のことを踏まえると、当該事業所において、当時、当該事業所が経営する厚生年金保険の非適用業種であるB業の従業員を含め厚生年金保険に加入させていたことが判明したため、社会保険事務所において当該事業所が経営するB業の従業員のうち昭和46年11月11日現在で同保険の被保険者資格を有していた者について、同資格を取得した旨の記録を取り消したものと推認できる。

また、申立人は、「入社した直後には健康保険証を使用し通院した記憶がある。」と主張するが、申立人は、昭和46年11月11日に厚生年金保険被保険者記録が取り消されるまでは健康保険の被保険者であったことから、健康保険証を使用できたものである。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 59 年 3 月 1 日から同年 4 月 9 日まで
② 昭和 60 年 3 月中旬頃から同年 10 月中旬頃まで
③ 平成 17 年 11 月 21 日から 18 年 10 月 1 日まで
④ 平成 19 年 3 月 20 日から同年 11 月 11 日まで

申立期間①は、昭和 59 年 3 月 1 日に A 社に採用されたが、同日から B 事業所での研修を経て同年 4 月 9 日に C 事業所へ配属となるまでの間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は D 社が営む E 店に、申立期間③は F 社が営む G 工場に、申立期間④は、H 社が営む I 工場にそれぞれ勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間①、②、③及び④について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、申立人の「昭和 59 年 1 月上旬に C 事業所開設準備室（C 市）において筆記試験及び所長の面接を受けた時に、所長から同事業所は同年 5 月開業なので採用が決まれば B 事業所に研修に行ってもらいが、問題はないかと念押しされたことを覚えている。」との供述、申立期間①当時の C 事業所の所長であった者の、「採用日までは覚えていないが、申立人を面接し C 事業所の社員として採用（試採用）したことは覚えており、採用後 B 事業所での研修に参加したと記憶している。」との供述、及び申立人が名前を挙げた同僚のうち回答が得られた一人は、「J 学校卒業者は、A 社（本社）で採用し、同日から C 事業所に配属されたが、それ以外の社員は、同事業所で現地採用され、B 事業所での研修に参加させられた。申立人が同事業

所での研修に参加したということは、A社（本社）の採用者ではなく、C事業所の現地採用者であったと思う。」との供述から判断すると、申立人は、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立期間①当時、C事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立人は、「採用日である昭和59年3月1日からB事業所での研修を経て同年4月9日にC事業所へ配属となるまでの間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。」と主張しているところ、前述の同僚一人は、「研修期間中は試用期間であり、その間は厚生年金保険等には加入させていなかったと思う。」と供述している上、商業・法人登記簿謄本により、平成13年5月1日にC事業所を合併したことが確認できるA社から提出された申立期間当時のC事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書（写し）によると、申立人は、同社において昭和59年4月9日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、この記録は同社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票、オンライン記録及び雇用保険被保険者記録とも一致している。

その上、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、A社では、「申立期間当時の人事記録や賃金台帳等の関連資料を保管していないため、当社に採用された社員であったかどうかは分からない。」と回答している上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したものの、申立人の名前の記載は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

また、申立人が研修を受けたとするA社B事業所についても、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票について確認したものの、申立人の名前の記載は無く、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

2 申立期間②について、D社の回答及び複数の同僚の供述から判断すると、申立人は、申立期間②当時、同社がK博覧会に出店していたE店において勤務していたことは認められる。

しかしながら、D社は、「K博覧会開催期間中に現地で採用したE店の従業員は、申立人を含め全員アルバイト従業員であり、厚生年金保険には加入させていなかった。また、当社が保管している申立期間②に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同資格喪失届を確認したが、申立人の厚生年金保険に係る加入記録は無い。」と回答している。

また、申立人が名前を挙げた上司及び同僚で本人であることが特定できた上司二人及び同僚一人は、共に、「私は、勤務していた会社から出向してK博覧会開催期間中、E店に勤務した。出向者を除くとE店の従業員は、申立人を含め全員がアルバイト従業員であったことから、厚生年金保険に加入し

ていなかった。」としており、また、オンライン記録により当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者で申立期間②当時、E店で勤務していたとする者一人は、「当時は、アルバイト従業員であったので、厚生年金保険に加入しておらず、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった。D社で厚生年金保険に加入したのは、K博覧会開催終了してから数年後に同社に正社員として入社した時点である。」と供述しており、これらの供述は、前述のD社の回答と符合している。

さらに、D社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を確認したところ、申立人の名前は記載されておらず、一方、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、申立人が申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

- 3 申立期間③について、F社の回答及び申立人から提出された当時の給与振込口座の取引明細の内容から判断すると、申立人は、同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、F社又はG工場は、オンライン記録によると、厚生年金保険の適用事業所であった形跡が無い。

また、当該事業所は、「申立期間③当時、経営状態が芳しくなかったことから、社会保険には加入していなかったため、申立人の給与から厚生年金保険料を控除することはあり得ない。」と回答している。

さらに、申立人から提出されたF社に係る平成17年分及び18年分の給与所得の源泉徴収票を確認したところ、17年分の同源徴収票の社会保険料等の金額欄には金額が記載されておらず、また、18年分の同源徴収票の社会保険料等の金額欄には8万6,658円と記載されているものの、当該金額は、申立人が18年10月1日に同社の関連会社であるL社において厚生年金保険の被保険者資格を取得した際と同保険の標準報酬月額24万円に見合う社会保険料月額2万8,886円（厚生年金保険料1万7,570円、健康保険料9,840円、雇用保険料1,476円）の3か月分（平成18年10月から同年12月）に当たる金額と一致していることを踏まえると、申立人は、申立期間③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていなかったものと推認できる。

加えて、申立人が名前を挙げた上司及び同僚6人のうち所在が確認できる4人に照会したところ、いずれの者からも回答を得られないことから、申立人の申立ての事実を裏付ける供述を得ることができない。

- 4 申立期間④について、雇用保険の被保険者記録、申立人から提出されたH社に係る未払賃金の立替払請求書兼確認通知書（控え）、同社の委託社会保険労務士法人から提出された申立人に係る所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（写し）及び当時の事業主の供述により、申立人は同社に正社員として勤務して

いたことは認められる。

しかしながら、H社の申立期間当時の事業主は、「当時、雇用保険については全従業員を加入させていたが、申立人は健康保険及び厚生年金保険については加入させていなかったため、給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と回答している。

また、前述の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳（写し）を確認したところ、申立人の申立期間に係る各月の給与からは、雇用保険料は控除されているものの、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されておらず、この記録は事業主の回答とも符合している。

さらに、申立人が名前を挙げた入社当時のH社のM職は、「私は、H社には平成11年4月16日から19年3月31日まで正社員として勤務していた。勤務期間の途中で厚生年金保険の被保険者資格を喪失しているが、当時、会社からは、従業員全員に対し、経営上の都合により、雇用保険にはこれまでどおり加入させるが、健康保険及び厚生年金保険については加入させることができなくなったので、個人で年金に加入してほしい旨を通達された記憶がある。」と供述している。

- 5 このほか、申立期間①、②、③及び④について、申立人に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、全ての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 9 月 1 日から 20 年 4 月 1 日まで
A社に勤務していた当時、給与は毎月固定給であったが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が直前の標準報酬月額より低くなっている。
申立期間について、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における平成19年9月から20年3月までの標準報酬月額は、オンライン記録によると、当初22万円と記録されていたが、同社は、19年9月の定時決定に誤りがあるとして、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後に管轄年金事務所に対し訂正の届出を行い、23年3月8日付けで24万円に訂正されている。しかしながら、当該期間については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は当該訂正後の標準報酬月額(24万円)ではなく、訂正前の22万円となっている。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該事業所が保管する申立人に係る平成19年及び20年の所得税源泉徴収簿兼賃金台帳により、申立期間における各月の給与支給額(23万840円)に見合う標準報酬月額(24万円)は、オンライン記録により確認できる標準報酬月額(22万円)よりもいずれも高額であるものの、申立期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料控除額に見合う標準

報酬月額、オンライン記録の標準報酬月額と全て一致していることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

北海道厚生年金 事案 3765 (事案 306、1500 及び 3134 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 4 月から 45 年 8 月まで
② 昭和 45 年 10 月から 48 年 5 月まで

申立期間①は、A社に勤務し、B業務の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

申立期間②は、C社に勤務し、D作業所でE業務等の仕事をしていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと、今まで3回申立てしたが認められなかった。

今回、私が両申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる者が新たに5人見付かったので、再度調査の上、両申立期間について同保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①に係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和 50 年 5 月 1 日であり、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できること、ii) 同社に照会したものの、申立人に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、iii) 元事業主の息子及び申立人が一緒に勤務していたと供述する同僚一人に照会したものの、申立人が申立期間①において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける具体的な供述や関連資料が得られないこと、iv) オンライン記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となった時から同社で同保険に加入していたことが確認できる被保険者は、いずれも、申立期間①においては別の事業所で同保険の被保険者であったことが確認できるか、あるいは申立期間①において同保険の被保険者であった形跡が無いこと、v) 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の

同社における加入記録は存在しないこと、また、申立期間②に係る申立てについては、i) C社に照会したところ、申立人の申立期間②に係る勤務実態や厚生年金保険の適用状況を確認できる関連資料や供述が得られないこと、ii) 元事業主の妻、息子及びD作業所の所長に照会したものの、申立人が申立期間②において厚生年金保険料を給与から控除されていたことを裏付ける具体的な供述や関連資料が得られないこと、iii) オンライン記録により、申立期間②において同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者に照会したものの、いずれも「申立人の名前には記憶がなく、厚生年金保険の加入状況についても分からない。」と供述していること、iv) 雇用保険の被保険者記録においても、申立人の同社における加入記録は存在しないこと、v) 同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿には申立人の名前は記載されておらず、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考え難いこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成20年11月20日付け、21年11月20日付け及び22年12月17日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり、両申立期間において厚生年金保険に加入していたことを証言してくれる者が新たに5人見付かったので、再度調査してほしいとしている。

このため、上記の5人に照会し全ての者から回答が得られたところ、そのうち4人は申立人の兄弟であると供述し、当該4人は、「申立期間①及び②において、申立人がどこに勤務していたかについては知らない。」と供述しており、残りの一人は、「私は、両事業所に勤務したことがなく、申立人の当時のことは何も知らない。」と供述していることから、これらは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 9 月 1 日から 43 年 4 月 26 日まで
② 昭和 43 年 6 月 24 日から 45 年 4 月 1 日まで

厚生年金保険の加入期間を照会したところ、申立期間については脱退手当金が支給済みとなっているとの回答を受けた。脱退手当金を受け取った記憶がないので、申立期間について年金額に反映される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②の脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約5か月後の昭和45年8月18日に支給決定されているとともに、申立期間②に係る事業所を退職後、61年4月に国民年金の第3号被保険者となるまで公的年金の加入歴が無いことから、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはいかたがえはない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3767

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 40 年 6 月 11 日から 42 年 1 月 1 日まで
② 昭和 42 年 1 月 1 日から 44 年 2 月 11 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、両申立期間については脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間①及び②の脱退手当金は法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約4か月後の昭和44年6月18日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、A社の複数の同僚から、「会社から脱退手当金制度についての説明が行われていた。」との供述があることを踏まえると、事業主による代理請求があった可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 21 日から 37 年 4 月 6 日まで
申立期間について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。
しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約 1 か月後の昭和 37 年 6 月 4 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、A社の複数の同僚から、「会社が脱退手当金制度について説明をしていた。」との供述があることを踏まえると、事業主による代理請求が行われた可能性も否定できない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 3 月 1 日から 36 年 5 月 1 日まで
② 昭和 37 年 8 月 5 日から 40 年 2 月 27 日まで

厚生年金保険の加入記録を確認したところ、申立期間は脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかしながら、脱退手当金を受給していないので、申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」表示が記されているとともに、申立期間②に係る事業所（A社）を退職後、昭和 54 年 2 月まで公的年金の加入歴が無いことから、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険について脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月 1 日から 38 年 9 月 1 日まで
② 昭和 38 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 7 日まで

申立期間①及び②について厚生年金保険の加入期間を確認したところ、脱退手当金を支給しているとの回答を受けた。

しかし、脱退手当金を請求したことも受給したことも無いので、両申立期間について年金額に算入される厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の健康保険厚生年金保険被保険者原票により、申立人が厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日の前後3年以内に同資格を喪失し、かつ、脱退手当金の受給資格のある10人について脱退手当金の支給状況を確認したところ、このうち7人（申立人を含む。）に脱退手当金の支給記録があり、全員が被保険者資格を喪失してから約5か月以内に支給決定されていることを踏まえると、申立人についても事業主による代理請求が行われた可能性を否定できない。

また、申立人に係るA社の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立人の脱退手当金は、法定支給額と一致している上、申立期間②に係る厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から約5か月後の昭和42年2月14日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、両申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3771

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年春頃から26年初め頃まで

A社に正社員のB職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

申立期間について、厚生年金保険料控除の事実を確認できる給与明細書等の資料は無いが、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和23年3月末までC社に勤め、その後、A社に勤務していた申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしいと申し立てている。

しかしながら、適用事業所名簿及びオンライン記録により、当該事業所のほか同事業所に類似の名称で検索を行ったものの、申立期間及び申立人が記憶する事業所所在地で、これらの事業所が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無い。

また、当該事業所の所在地を管轄する法務局には、当該事業所名の商業・法人登記は無い上、同社が所在していたとする地域の商工会議所に同社について照会したものの、「該当する事業所は記録に残っておらず、当時の資料も無いため不明である。」と回答している。

さらに、申立人は、申立期間当時の事業主や同僚の名前を記憶しておらず、唯一上司であったとする者についても姓のみの記憶であるため、これらの者を特定することができないことから、申立人の当該事業所における勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3772 (事案 2012 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 29 年 11 月 1 日から 38 年 3 月 1 日まで

A社の事業主は、私の給料に他の人には内緒で手当を加えてくれていたのに、厚生年金保険の標準報酬月額には、その金額が含まれていないので調査してほしいと申し立てたが、記録の訂正は認められないとの通知を受けた。この通知に納得できないので、再度申し立てる。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間のうち昭和 29 年 11 月 1 日から 35 年 4 月 30 日までに係る申立てについては、i) オンライン記録によると、A社は、53 年 1 月 18 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当該期間に係る申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができないこと、ii) 当時の同僚 8 人に対して、申立人に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について照会したところ、回答が得られたうち一人は当時の事業主の長男であり、同社の役員でもあったことから、健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届及び月額変更届（以下「基礎届等」という。）を保管しており、提出された基礎届等によると、申立人の当該期間に係る標準報酬月額が、30 年 10 月は 6,000 円、31 年 10 月は 7,000 円、32 年 10 月は 8,000 円、33 年 8 月及び 34 年 10 月は 1 万円であることが確認できるところ、この金額は健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の標準報酬月額の記録と一致していること、iii) 当時、申立人と同職種であった複数の同僚の標準報酬月額は、申立人と同額又はほぼ同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額のみが同僚の取扱いと異なり、低額であるという事情は見当たらないこと、iv) 申立人が名前を挙げた当時の同僚は、「当該期間の私の給与は 7,000 円

か8,000円と記憶している。申立人は私より年下であったので、私より給与が高いことはない。」と供述しているほか、申立人及び同僚の被保険者名簿には、標準報酬月額記録が訂正された形跡が認められないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づく平成22年5月28日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の再申立てに当たり新たな資料等を提出することなく、「納得できない。」旨主張しているが、これは当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められない。

このほか、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和35年4月30日から38年3月1日までの期間について、前述のとおり、オンライン記録によると、A社は、53年1月18日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主も既に死亡していることから、当該期間に係る申立人の給与額及び厚生年金保険料控除額について確認することができない。

また、当時の事業主の長男が保管する基礎届等によると、事業主が社会保険事務所(当時)に届け出た申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、昭和35年10月は1万6,000円、36年10月は1万8,000円及び37年10月は2万円であることが確認できるところ、この金額は、被保険者名簿の標準報酬月額記録と一致している。

さらに、当該期間において、申立人と一緒に勤務していた同僚のうち一人は、「申立人と私は同じぐらいの給料であった。」と述べているところ、被保険者名簿で確認できる同人の標準報酬月額は、申立人と同額であり、別の一人は、「申立人の給料は私より少し高かったと思う。」と述べているところ、被保険者名簿で確認できる同人の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額より2等級低いことが確認できることから、申立人の標準報酬月額が低額であるという事情は見当たらない。

加えて、これらの者から申立人が被保険者名簿で確認できる標準報酬月額に見合う厚生年金保険料よりも高い保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 7 月 31 日から 3 年 6 月 21 日まで

申立期間はA社B支店に勤務し、C事業に携わっていたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により、申立人が申立期間直後に厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるD社で、申立期間において同保険の被保険者であったことが確認できる者が、「D社とA社B支店は同じビルの中にあるグループ会社であり、申立人がD社に入社する前にA社B支店に勤務していたことは記憶している。」と供述していることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿によると、A社B支店が厚生年金保険の適用事業所であった形跡は無いほか、本社であるA社も、昭和56年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間において同保険の適用事業所であった形跡は無い上、同社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、同社の事業主であったことが確認できる者、及び被保険者名簿により同社で同保険の被保険者であったことが確認できる者が同社の社長であったと供述する者は、いずれも同社で同保険の被保険者であった形跡が無いほか、このうち一人は既に死亡しており、他の一人は個人を特定することができないことから、これらの者から同社に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶してい

ないことから、これらの者からも当該事業所に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできない。

さらに、A社の被保険者名簿により、同社で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者9人に照会したところ、回答が得られた8人において、申立期間において同社に継続して勤務していたと供述する者はいないほか、同社B支店に係る供述も得られず、ほかに申立期間において同社同支店に勤務する者が厚生年金保険の適用を受けていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は存在しない。

その上、B市が保管する国民健康保険加入記録によれば、申立人は申立期間を含む平成2年4月1日から3年6月22日までの期間において、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 6 月から同年 12 月まで

申立期間はA社に勤務し、B社の下請けとしてC作業に従事していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社に勤務中、石綿に被ばくしたため、平成 21 年 10 月 22 日に石綿健康管理手帳を交付されている。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する石綿健康管理手帳及びA社が申立人に送付した石綿被ばくに係る回答文書から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が同社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時の資料が既に廃棄済みであり、唯一保管していた健康保険被保険者台帳を確認したものの、申立人の加入記録は無かった。」と回答しており、申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

また、申立人は、当該事業所で一緒に勤務していた同僚の氏名を記憶していないことから、これらの者から申立人に係る勤務状況及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者 31 人に照会したところ、回答が得られた 23 人のうちC作業に従事していたと供述する者を含む 14 人については、いずれも、自身が記憶する入社時期から 1 か月後から 5 か月後に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から、同保険の被

保険者資格を取得する前の期間において給与から同保険料を控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

加えて、当該被保険者 14 人のうち 3 人は、「採用時は D 職で、E 職になってから社会保険に加入した。」と供述している上、このうち一人は、「E 職になるまでの期間は所属する部門や仕事の内容によって異なっていたが、採用時から E 職となる者はいない。」と供述しているほか、別の 2 人は、「試用期間があった。」と供述しており、このうち一人は、「当時は採用されてもすぐ辞める者が多かったので、一定期間社会保険に加入させていなかったと思う。」と供述している。

その上、当該事業所の被保険者名簿には申立人の氏名は無く、一方、同名簿において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月6日から49年4月1日まで

申立期間はA社B支社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。同社同支社では、5日間の講習を受けて試験に合格した後、昭和49年1月から実務に就いた。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、保管している退職給与通知書に記載された入社日は昭和48年12月6日となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が保管する退職給与通知書及びA社が保管するC職登録原簿により、申立人が、申立期間において同社B支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時、C職については試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。また、同保険に加入させていない期間において同保険料を給与から控除することはない。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、A社が保管する厚生年金保険被保険者名簿及び健康保険被保険者名簿によると、申立人の同社B支社における両保険の被保険者資格取得日は、いずれも昭和49年4月1日であることが確認でき、これは、申立人の同社同支社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）で確認できる厚生年金保険の被保険者資格取得日と合致している。

さらに、申立人がA社B支社において一緒に勤務していたとする同僚5人のうち1人は既に死亡しており、他の一人については、同社同支社に係る被保険者原票によれば、厚生年金保険の被保険者であった形跡が無い上、同姓同名の

者が多数存在することから個人を特定することができないほか、他の3人については、申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、これらの者から申立人に係る厚生年金保険の適用状況について確認することはできなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票により、申立期間前後に当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者34人に照会したところ、回答が得られた21人のうちC職であったと供述する者13人は、いずれも、自身が記憶する採用時期から2か月後から5か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる上、これらの者から、同保険の被保険者資格を取得する前の期間において同保険料を給与から控除されていたことをうかがわせる供述は得られなかった。

その上、当該C職であった者13人のうち9人は、「C職は、採用後3か月間ほどの研修期間があり、この期間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述している上、このうち二人は、いずれも、「研修期間終了後は試験に合格するか勤務成績が良ければ正職員となったが、成績によっては研修期間が延長されることがあり、その時期は一定ではなかった。」と供述しているほか、別の3人も、「期間を記憶していないが、数か月間の研修期間があり、この期間は厚生年金保険に加入していない。」と供述している。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月 1 日から 51 年 5 月 1 日まで

申立期間はA社B支社にC職として勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できない。

厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる給与明細書等はないが、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管するC職登録カードにより、申立人が、申立期間の一部を含む昭和 49 年 3 月 9 日から同年 7 月 1 日までの期間において同社B支社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社に照会したところ、「当時、C職については試用期間があり、この期間は厚生年金保険に加入させていなかった。申立人については、C職登録カードによれば勤務期間が短期間であるため、同保険に加入させる前に退職した可能性がある。」と回答しており、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

また、申立人がA社B支社において一緒に勤務していたとする同僚3人のうち1人は既に死亡しているほか、他の一人は申立人が姓しか記憶していないことから個人を特定することができず、別の一人に照会したものの、申立人の主張を裏付ける供述は得られなかった。

さらに、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）により、申立期間において当該事業所で厚生年金保険の被保険者であったことが確認でき、生存及び所在が確認できた者 21 人に照会したところ、回答が得られた 13 人のうちC職であったと供述する者 9 人は、いずれも、「C職は、採用後 3 か月間ほどの研修期間があり、この期間は厚生

年金保険に加入しておらず、同保険料を給与から控除されることもなかった。」と供述している上、自身が記憶する採用時期から2か月後から5か月後に同保険の被保険者資格を取得したことが確認できる。

加えて、当該C職であった者9人のうち7人は、いずれも、「研修期間終了後は試験に合格するか勤務成績が良ければ正職員となったが、その時期は一定ではなかった。また、正職員となった後でも、3か月か6か月ごとに査定があり、勤務成績が下がれば正職員ではなくなって、厚生年金保険の被保険者資格も喪失させられた。」と供述しているほか、このうち二人は、「私も、勤務成績が下がって厚生年金保険の被保険者ではなくなったことがある。」と供述している。

その上、当該事業所に係る被保険者原票においては、申立人の氏名は無く、一方、同原票において健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、雇用保険の被保険者記録においても、申立人の当該事業所における加入記録は無い。

なお、オンライン記録によると、申立人は、申立期間を含む昭和38年4月から51年12月まで国民年金に加入するとともに、その保険料を全て納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

北海道厚生年金 事案 3777

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、労働者年金保険被保険者として労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 18 年 4 月 1 日まで
昭和 16 年 3 月に A 社 B 事業所（現在は、C 社 D 事業所）に入社し、E 部 F 課に配属された。
当該事業所における労働者年金保険の加入状況について確認したところ、申立期間の記録が無かった。
年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 16 年 3 月に A 社 B 事業所に入社し、17 年 6 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得した。」と主張している。

しかしながら、当該事業所が保管する申立人に係る人事記録及び労働者年金保険被保険者資格取得届の写しによると、申立人の当該事業所における雇入日及び同被保険者資格取得日は、いずれも昭和 18 年 4 月 1 日となっており、これは、申立人のオンライン記録と一致していることが確認できる。

また、申立人は、同期入社と同僚二人を含む 4 人の名前を挙げているところ、いずれの同僚も死亡又は本人の特定ができず連絡が取れないことから、申立人の勤務実態及び労働者年金保険の適用状況について供述を得ることができない上、このうち労働者年金保険の記録が確認できた一人は、当該事業所に係る労働者年金保険被保険者票帳払出簿によると、申立人と同日である昭和 18 年 4 月 1 日に労働者年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、労働者年金保険被保険者票帳払出簿において、申立人と同日である昭和 18 年 4 月 1 日に当該事業所で労働者年金保険被保険者資格を取得している同僚 50 人のうち、生存及び所在が確認できた同僚 3 人に照会したところ、全員から回答を得られたものの、いずれの同僚も自身が記憶する当該事業所に

おける入社日と労働者年金保険被保険者資格取得日は一致していると回答している上、これら同僚からは、申立人の申立期間における勤務をうかがわせる供述を得ることはできなかった。

このほか、申立人の申立期間における労働者年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が労働者年金保険被保険者として、申立期間に係る労働者年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 27 年 9 月頃 から 30 年 9 月頃 まで

申立期間について、A社B事業所のC作業所でD職として勤務し、E作業に従事していた。

当該事業所における厚生年金保険の加入状況について確認したところ、加入記録が無かった。

年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する同僚と撮影したとする集合写真及び同僚の供述から判断すると、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立人がA社B事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、当該事業所は昭和 45 年 11 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用状況について確認することができない。

また、申立人は、当該事業所にD職として勤務していたとしているところ、申立人が名前を挙げた同僚を含む複数の同僚は、「D職は、厚生年金保険に加入していなかった。厚生年金保険に加入したのは、職員として本採用されてからである。」と回答している。

さらに、申立人は、当該事業所に先に勤務していた実兄の紹介で入社したとしているところ、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同人は、申立人が入社したとする昭和 27 年 9 月から 1 年 5 か月後の 29 年 2 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

加えて、申立人は、同僚 7 人の名前を挙げているが、健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、このうち 4 人は、厚生年金保険被保険者資格が確認できない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 51 年 9 月 1 日から 52 年 9 月 1 日まで
② 平成 15 年 5 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、A社B本社に勤務していた期間のうち、申立期間①及び②の標準報酬月額が給与明細書における給与支給額よりも低額に記録されている。

申立期間①及び②の標準報酬月額について、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①及び②の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間①について、申立人が保管する給与明細書において確認できる報酬月額は、A社B本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）及びオンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額である期間が確認できるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、被保険者名簿及びオンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

また、申立期間②について、申立人が保管する給与明細書及びA社が保

管する賃金台帳において確認できる報酬月額、オンライン記録により確認できる標準報酬月額より高額であるものの、当該期間において事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録における標準報酬月額と一致していることが確認できる。

- 3 このほか、申立期間①及び②において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、両申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月頃から 45 年 10 月頃まで

厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が無い旨の回答をもらったが、申立期間においてはA社に勤務し、B職としてC業務に従事していた。

厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等はないが、申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の従事業務に関する具体的な供述及び同僚の供述から判断すると、申立人は、入社日及び退社日の特定はできないものの、申立期間において、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、事業所名簿及び当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該事業所は、昭和 30 年 1 月 16 日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時は適用事業所でないことが確認できる。

また、申立期間当時の事業主は既に死亡していることから、申立人に係る厚生年金保険の適用及び厚生年金保険料控除の状況を確認できる関連資料や供述を得ることができない上、当該事業主は、オンライン記録により、申立期間における厚生年金保険の加入記録は無く、国民年金被保険者として国民年金保険料を納付していることが確認できる。

さらに、当時の事務担当者は、「A社では従業員を健康保険及び厚生年金保険に加入させておらず、給与から厚生年金保険料を控除していない。同社では、所得税等の税金についても従業員自身に申告を行わせており、従業員の給与か

らは何も控除していなかった。」と供述している。

加えて、申立人は、申立期間当時の同僚として事業主の子の名前を挙げているものの、同人は、「昭和46年3月頃までA社に勤務しており、申立人とはB職の同僚であったが、厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、同人からは申立期間において厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない上、オンライン記録において、同人の申立期間における厚生年金保険の加入記録は無い。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。